



税理士事務所 SBL

〒631-0822

奈良市西大寺栄町3-23

サンローゼビル2F

TEL :0742-32-1112

FAX :0742-32-1113

Email : ze-info@sbl-plaza.com

2012年新年号 vol. 31

SBL通信



目次

七転び八お記

— 税のあり方について

知っ得情報

— 配偶者控除

— 震災の寄附金控除

コラム

— 節分

— 深夜電力

注目!の・・・

— パネルヒーター

— きっづ光科学ふぉんと

— ぜんざい

元氣企業紹介

— Soul・Kitchen

お知らせ

— 確定申告のご案内

— 税制改正情報

付録

— 平成24年度税制改正案

— 社会保障と税の一体改革

編集後記

— スタッフの日々雑感

七転び八お記 — —

皆さま、こんにちは。昨年は震災に円高といろいろありましたが、年も明けました。前を向いて明るく進んで行きたいと思います。

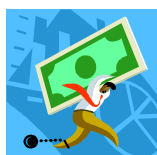
今年1回目の七転び八お記は、**税のあり方**について取り上げます。

★税金はなぜ必要か

現代社会においては、人はより便利に生きていくために、公園や学校、病院、警察、消防などの施設や、医療保険、失業保険、退職後の公的年金、生活保護など、社会福祉に関する制度の充実が必要です。これらの施設や制度の運営は国家が行うわけですが、国家運営にはお金が必要で、主に国民からの税金収入で賄っています。言い換えると、国民一人一人がお金を出しあって、**国家の運営を支えている**わけです。

★納税は義務、それとも

日本国憲法では、「国民は、法律の定めるところにより、**納税の義務を負う**」とあり、国民の3大義務の一つ（他は**教育と勤労**）とされています。国家を運営していくためには、税金が必要不可欠な義務であることは異論の余地はないと思います。



納税の義務は国の立場からの見方と言えますが、納税者の立場からみた**“納税者の権利”**

というとらえ方があります。

★納税者権利憲章

納税者権利憲章（けんしょう）とは、課税・納税手続きにおける納税者の権利を**制度的に保障**する法律です。平成23年度税制改正案にいったん盛り込まれましたが、成立は見送られています。

その内容は、①納税者が受けられるサービスや納税者が求めることのできる手続きを**分かりやすく**示す。

②税務調査の現場でしばしばみられる、事前通知なしの**突然の訪問**や一方的に所得を算出し納税を強要する**「推計課税」などの是正**、等となっています。

★増税へ向けて

平成24年度税制改正案は、**小粒の改正内容**となりました。一方で“税と社会保障の一体改革案”では、財政再建と超高齢化社会の到来に向けて、消費税を中心に**大幅な増税**が盛り込まれています。



民主党の政権交代時に掲げられた**“無駄の排除で財政再建”**は果たせませんでした。

増税もやむを得ないといった雰囲気がありますが、納税者の権利面や、税金の使い道のチェックを強化し、国民が**納得して納める**ことのできる**“税”**でなければいけません。

知っ得情報 — 配偶者控除と配偶者特別控除 —

主 婦がパートで働き始めるときに、一番気になるのが、**103万と130万円の壁**です。130万円はご主人の**社会保険の扶養**に入ることのできる基準です。今回は103万円の壁のお話です。



配偶者控除は、次の四つの要件の全てに当てはまる配偶者がいる場合に、38万円の**所得控除**が受けられる制度です。

- ① **戸籍上**の配偶者であること
 - ② 納税者と**生計を一**にしている
 - ③ その年の所得が**38万円以下**
 - ④ **専従者給与**を受けていない
- ここで③の配偶者の所得について説明します。所得（もうけ）は**収入から経費を差し引いて**求めます。パート収入（給与収入）の場合には、給与収入から

給与所得控除（**経費に相当**）を差し引いて所得を求めます。給与所得控除は給与の額に応じて決められており、最低でも65万円が認められています。

給与収入が103万円の場合、給与所得控除65万円を差し引いた38万円となり、**ギリギリ配偶者控除を受けられます**。



仮に、給与収入が103万円を少し上回ってしまった場合でも**慌てない**でください。38万円の控除がいきなり0円になることはありません。配偶者控除が受けられない代わりに**配偶者特別控除**を受けることとなります。配偶者特別控除は、**所得が38万円から76万円**（給与収入103万円から141万円）まで**段階的に控除**しようというものです。控除

を受けるご主人の合計所得金額が**1千万円以下**という条件がつかますが、その他の要件は配偶者控除と同じです。（松）

給与収入	給与所得	所得控除額	
103万円以下	38万円以下	配偶者控除	38万円
103万円超 105万円未満	38万円超 40万円未満	配偶者特別控除	38万円
105万円超 110万円未満	40万円超 45万円未満		36万円
110万円超 115万円未満	45万円超 50万円未満		31万円
115万円超 120万円未満	50万円超 55万円未満		26万円
120万円超 125万円未満	55万円超 60万円未満		21万円
125万円超 130万円未満	60万円超 65万円未満		16万円
130万円超 135万円未満	65万円超 70万円未満		11万円
135万円超 140万円未満	70万円超 75万円未満		6万円
140万円超 141万円未満	75万円超 76万円未満		3万円
141万円以上	76万円以上		なし

知っ得情報 — 震災関連の寄附金控除 —

去年の東日本大震災に関して、多くの方がボランティア活動や寄附金等を通して支援されました。そこで、**震災関連の寄附金を支払った場合の所得税の寄附金控除（所得控除・税額控除）**について説明いたします。



個人が義援金等を支出した場合には、その義援金等が国・地方公共団体に対する寄附金や財務大臣が指定する一定の有的时候は「**特定寄附金**」に該当し、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除（**所得控除**）されます。

$$\text{震災関連寄附金} + \text{その他の特定寄附金} - 2\text{千円}$$

「**震災関連寄附金**」とは、**国や被災地自治体**（以下国等という）に直接寄附した義援金等のほか、日本赤十字社などの募金団体が受ける義援金等が、**最終的に国等に拠出**されるもの等を指します。

震災関連寄附金のうちに、**認定NPO法人又は中央共同募金会**に対して東日本大震災の被災者支援のために行った一定の寄附金（**特定震災指定寄附金**）がある場合には、前述の所得控除に代えて、次の算式で計算した金額を所得税から控除（**税額控除**）することができます。



$$\left(\text{特定震災指定寄附金} - 2\text{千円} \right) \times 40\%$$

※所得税の25%が限度（松）

所得控除と税額控除の違いですが、例えば2万円の特定震災指定寄附金を支出した場合、所得控除を選べば、2万円－2千円の1万8千円が所得から控除され、所得税率が10%の人で、**1,800円**の所得税が減額することになります。

一方、税額控除を選択した場合には、 $(2\text{万円} - 2\text{千円}) \times 40\%$ の**7,200円**の所得税が減額されます。**税額控除**を選択する方が**有利**と言えます。（松）



なお、寄附金控除を受ける場合には、義援金等を支出したことが確認できる**証明書**、**領収書**など一定の書類を確定申告書に添付するか、提出する際に提示する必要がありますので、紛失しないようにしてください。（松）

節分

数

ある年中行事の中でも人気の高い“節分”。



そもそも節分とは、季節の分かれ目である「立春、立夏、立秋、立冬の前日」のことをいい、年に4回ありました。

それが、室町時代あたりから立春の前日だけを指すようになりました。春を迎えることが新しい年を迎えることでもあり、最も重要だったからです。

そして春を迎える節分に、邪気や災難を祓い、新しい年の豊作・福善を願うようになりました。豆まきや鯛も邪気払いのための儀式のようです。

恵方巻は大阪が発祥で、大阪海苔問屋組合が道頓堀で行った行事をマスコミが取り上げ、全国に広まったそうです。（松）

深夜電力

深

夜電力とは、電力消費の少ない夜11



時から朝7時にかけての電気料金が割安になる契約です。

深夜電力の契約に適した方は、昼間は家にいない方、エコキュートなどの電気温水器をお持ちの方等です。

エコキュートの沸き上げの時間や、炊飯器や食器洗浄機、洗濯機などタイマーが使える家電の使用時間を深夜の時間帯にすることで電気代を節約することができます。契約によっては、昼

間の電気料金が割高になる契約もありますので、昼間も電力を多く使う方は契約時に注意が必要です。各電力会社により、様々なプランの時間帯契約が設定されていますので、ご家庭のライフスタイルにあわせて一度電気料金のプランを見直しされてはどうでしょうか？（名）

注目！の商品

今

回は、遠赤外線パネルヒーターを紹介し



ます。ファンヒーターやエアコンなどの暖房は、寒い部屋を一気に暖めるのには最適です。しかし、温風を出して暖めるため、部屋の空気が乾燥して喉を痛めたり、皮膚病を悪化させたりと、健康面での安全性が気になることです。

遠赤外線パネルヒーターは、人体や壁や床を直接暖めるので、空気を温めず乾燥させません。遠赤外線により、体を芯から効果的に暖めます。また、風も吹き出さないでホコリやダニ、汚れた空気を撒き散らすこともなく、火も使わないため、換気も必要ありません。小さいお子さんがいる家庭などにもお勧めです。（名）

注目！のスポット

今

回オススメするのは、京都府木津川市にある「きつづ光科学館ふおとん」です。



きつづ光科学館ふおとんは、光の不思議を体験し、光の基本的な性

質から最先端の光の利用技術までを、楽しみながら学び、光科学技術に親しむことができる施設です。広大な建物の中の展示ゾーンでは、光の不思議を学ぶことができ、他にも光に関する実験や工作を体験するコーナーもあります。また、プラネタリウムもあり、美しい映像が癒してくれます。屋外にも、光の不思議を体感できるルミガーデンがあり、大人も子供もともに学び楽しめます。しかも充実した施設にもかかわらず、なんと入館料は大人300円。ちなみに我が家は、ほぼ1日満喫しました。これからの寒い季節、屋内のスポットもいいですね。（田）

注目！の食べ物

お

正月で余ったお餅をぜんざいに入れて



食べた方もおられると思います。ぜんざいの語源は一休さんが食べた時に「善哉（よきかな）」と叫んだことが始まりと言われています。善哉とは仏が弟子を褒めるときに使う言葉だそうです。

関西のぜんざいは、小豆を炊いたものに餅や白玉などを入れますが、地域によって作り方や呼び名が変わります。

関東では「しるこ」と呼び主に“こしあん”で作ります。また沖縄では金時豆にかき氷をかけたものを「ぜんざい」と呼びます。お餅と小豆を使う事は同じでも、場所によっていろいろと作り方が変わってくるのは不思議なものです。（角）

元氣企業紹介

Soul・Kitchen 様（大阪市西区北堀江・飲食店）

イタリアンバル風居酒屋のオープンおめでとうございます。元DJで格闘家のオーナーが、レストランで10年修業され、雰囲気の良いお店を目指されています。

「SBL元氣倶楽部」は、今回お休みです。次回は、平成24年3月号の予定です。

今年の事務所のスローガンは、チャレンジ！
 気がつくと40歳、今のポジションに慣れ、
 安住してしまっている自分がいます。
 私自身を含め、事務所全体をチャレンジ精神をもっ
 て何事にも取り組んでいきたいと思ひます。
 今年1年が終わった時に、成果がはっきり
 自覚できるよう、皆さまにも思ひてい
 ただけるよう頑張っていきます。(ハ)



あけましておめでとうございます。今年も元気に頑
 張りたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。寒
 い冬もあと少し、春が待ち遠しいですね。その前に
 まもなく花粉の季節・・・。
 ひどい花粉症なので、今年はどうなるか
 と心配ですが、何とか、今年も乗り切り
 たいです。(名)



あけましておめでとうございます。本年もよろ
 しくお願ひいたします。
 今年は、元旦から次女がインフルエンザ
 にかかり、その翌日から、長女が高
 熱・・・で、休日診療にお世話になる幕
 開けでした。
 様々なウイルスの流行する冬も本番、お体には、
 充分お気をつけてお過ごしください。(田)



今年は、下の息子が小学校に入学します。
 少し背が低いのでランドセルが巨大に見えて
 おもしろい光景になっています。
 しかし、あっという間に成長し、あの巨大だった
 ランドセルが今度は小さく見える日が来
 るのでしょうか。少し寂しさはありますが、
 やっと保育園の送迎から解放される
 喜びで今はいっぱいです。(松)



あけましておめでとうございます。
 今年、2012年は5月21日に
 金環日食、6月6日に金星の日面経過、
 8月14日に金星食があり、珍しい天体
 ショーが目白押しです。金星の日面経過
 は珍しい現象で、次回は2117年まで見られない
 そうです。直前になると太陽グラスが売り切れるの
 で、今から用意することをおススメします。(角)



お知らせ

★確定申告

さて、税理士事務所では、年が明けると“確定申
 告”シーズンの到来となります。SBLでは、皆さ
 まの確定申告につき、早期対応させていただき
 たく、対象の方には確定申告のご案内を同封いたして
 おりますのでご確認ください。

★税制改正情報

「平成24年度税制改正案」「社会保障と税の一体
 改革素案」のポイントをまとめたものを、別紙にて
 お届けいたします。

ホームページも是非ご覧ください。

税理士事務所 S B L

〒631-0822

奈良市西大寺栄町3-23

サンローゼビル2F

電話 0742-32-1112

FAX 0742-32-1113

Email: zei-info@sbl-plaza.com



ビジネスとくらしの豊かな両立をお手伝いします